主 文

本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人は控訴人に対し、金一〇〇万円及びこれに対する昭和四七年五月二四日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張及び証拠の関係は、次に補正するほかは、原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

一 原判決四枚目一記録四〇丁一裏一行目及び同三行目から四行目にかけての各「一〇〇万円」を「五〇万円」に改め、同五行目の「月二日(甲事件)又は同」及び「(乙事件)」を削る。

二 原判決五枚目一記録四一丁一表八行目及び同裏一行目の各「一〇〇万円」を 「五〇万円」に改め、同二行目の「月二日(甲事件)又は同」及び「(乙事件)」 を削る。

理 由

当裁判所も、控訴人の本訴請求は理由がなく、これを棄却すべきものと判断する。その理由は、次に補正するほかは、原判決の理由説示と同一であるから、これを引用する(但し、原判決二五枚目一記録四一丁一表二行目の「規定」を「規程」と訂正する。)。

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、控訴費用の負担につき民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 田宮重男 中川幹郎 真栄田哲)